

第 6 回 社会保障分野サブワーキンググループ・
医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会

刑法第 134 条第 1 項について

平成 24 年 6 月 28 日
日本歯科医師会

個人情報保護法、マイナンバー法に関し、機微な情報である医療情報等については特別な措置が必要なものとして、現在、医療情報等に関する個別法の検討が行われている。

現在でも医療資格者には刑法（明治 40 年 4 月 24 日公布）及び各資格法によって守秘義務が課せられ罰則が設けられているところである。

本検討会において医療情報個別法では故意である秘密漏示については身分に関わらず刑事罰を設けるべきとして検討が進められている。

その際、個別法の罰則と刑法・資格法の罰則での重複については何らかの優先規定あるいは除外規定を置く必要が生じるものと考えられる。

現行の刑法第 134 条第 1 項には「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。」とされており、「歯科医師」は明示されていない。一般的には「歯科医師」も刑法第 134 条第 1 項の規定を受けるものと解されているが、個別法立法にあたっては、これを明らかにし、法の解釈によって齟齬をきたさないよう、刑事訴訟法同様、刑法同条に「歯科医師」を明示するよう改正すべきである。

【参考】 刑事訴訟法

第 105 条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第 149 条 医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン
—平成22年9月17日改正 厚生労働省—

別表4 医療関係資格、介護サービス従業者等に係る守秘義務等（抜粋）
（医療関係資格）

資格名	根拠法
医師	刑法第134条第1項
歯科医師	刑法第134条第1項
薬剤師	刑法第134条第1項
保健師	保健師助産師看護師法第42条の2
助産師	刑法第134条第1項
看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
准看護師	保健師助産師看護師法第42条の2
診療放射線技師	診療放射線技師法第29条
臨床検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第19条
衛生検査技師	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第19条
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
作業療法士	理学療法士及び作業療法士法第16条
視能訓練士	視能訓練士法第19条
臨床工学技士	臨床工学技士法第40条
義肢装具士	義肢装具士法第40条
救急救命士	救急救命士法第47条
言語聴覚士	言語聴覚士法第44条
歯科衛生士	歯科衛生士法第13条の5
歯科技工士	歯科技工士法第20条の2
あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
はり師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条の2
柔道整復師	柔道整復師法第17条の2
精神保健福祉士	精神保健福祉士法第40条

[守秘義務に係る法令の規定例]

○刑法第134条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

○保健師助産師看護師法第42条の2 保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなつた後においても、同様とする。